

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	薩摩川内市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。 特定個人情報ファイルは、上記法令等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の申出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出 ② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付 ③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料納付該当の届出 5 付加保険料納付非該当の届出 6 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 7 保険料の免除に関する届出 8 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 9 保険料学生納付特例の申請 10 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 11 納付特例不該当の届出 12 届書の送付及び再提出 また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	Acrocity国民年金
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46の項、94の項、128の項、
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部総務課(住所:薩摩川内市神田町3番22号 TEL:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康保険部保険年金課(住所:薩摩川内市神田町3番22号 TEL:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・関係届書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力等により誤りがなくダブルチェック ・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚等に保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄			
9. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられる対策		[③ 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	国民年金システムへのアクセス可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のないも職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 西田 光寛	保険年金課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅳリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	Ⅰ 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	Ⅲ しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	Ⅳリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年7月7日	Ⅵリスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部保険年金課	保健福祉部保険年金課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年5月20日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の第31の項、62の項、95の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条	番号法第9条第1項 別表の46の項、94の項、128の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年5月20日	Ⅰ 関連情報－9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年5月20日	Ⅵリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月20日	Ⅵリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底を行っている。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・関係届書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力等に誤りがないかダブルチェック ・特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚等に保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月20日	Ⅵリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月20日	Ⅵリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月20日	Ⅵリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		国民年金システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年4月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行政管理部行政経営課	行政管理部総務課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部保険年金課	健康保険部保険年金課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部保険年金課(住所:薩摩川内市神田町3番22号 Tel:0996-23-5111)	健康保険部保険年金課(住所:薩摩川内市神田町3番22号 Tel:0996-23-5111)	事後	令和8年4月1日付組織見直し
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和1年11月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施